

区長さんが決まりました

平成26年度

地区名	氏名	電話
丸山	鹿子島 幹雄	7 2 3 6 1 9 2
下郷	島村 佳夫	7 2 1 9 4 8 8
綾瀬東	福富 康雄	7 2 1 3 3 6 9
綾瀬南	佐藤 義雄	7 2 3 1 2 1 3
綾瀬北	石川 介也	7 2 2 1 6 5 9
栄南	立林 文雄	7 2 2 7 6 3 9
栄中央	高須 守	7 2 2 9 3 4 7
栄北	清水 康弘	7 2 1 1 6 0 0
志久	関根 清一	7 2 1 4 9 3 7
南本	平田 義雄	7 2 1 3 9 0 2
北本	鯨井 利男	7 2 1 5 4 1 8
中央	永沼 時子	7 2 1 6 4 1 5
小貝戸	柴崎 邦夫	7 2 1 3 8 9 6
柴中荻	大島 清	7 2 1 0 0 3 1
若榎	大貫 毅	7 2 3 2 2 7 0
大針	齋藤 肇	7 2 1 1 0 5 0
学園中央	郡 新一	7 2 3 8 8 6 5
細田山	大塚 健二	7 2 2 2 0 2 6
羽貫	小林 和男	7 2 1 0 0 2 3
小針新宿	大塚 洋明	7 2 8 0 0 3 7
小針内宿	市川 弘也	7 2 8 0 7 2 9
光ヶ丘	濱尾 貞善	7 2 8 7 2 7 3

6月2日(月)は自動車税の納期限



自動車税はコンビニでも納められます。忘れずに納めましょう！

自動車税全般に関する事、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

なお、自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用されます。

☎ 自動車税は自動車税コールセンター ☎ 050-3786-1222、彩の国みどりの基金は埼玉県環境部 みどり自然課 ☎ 830-3140へ

軽自動車税の納税通知書を5月2日発送します

☎ 税務課町民税係 ☎ 2152

平成26年4月1日まで

に軽自動車等を登録された方で、納税通知書が届かない方は税務課までご連絡ください。

お受けできませんので、ご注意ください。

対象

(1) 次の に掲げる軽自動車等(自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。)

障害者が所有する軽自動車等で、その方が運転するもの

の

障害者が所有する軽自動車等(その方の家族が所有するものも含みます。)

つばらその方の生業、通学または通院等のために、その方の家族が運転するもの
障害者が所有する軽自動車

必要書類

障害者手帳、運転者の運転免許証(コピー可)、納税通知書、印鑑

申請期限

5月26日(月)

障害者に対する軽自動車税の減免

次の軽自動車等に係る軽自動車税については、期限までに申請することにより減免される場合があります。なお、申請期限を過ぎての申請は、

緑のカーテン 広げてみませんか？

地球温暖化の影響は、私たちの生活や健康に深刻な影響を与えると考えられます。地球温暖化現象は、緑地減少、コンクリート面増加もおもな原因です。

そこで、限られたスペースで、有効に緑を増やし、コンクリート面を減らすのに、縦に広がる「緑のカーテン」は優れた方法の一つです。

夏は、コンクリートでできたベランダや駐車場に直接日光が当たり、温度がなかなか下がりません。昼間の温度上昇で、深夜でも家の中が暑くてたまらないことがあります。お部屋の中の布製のカーテン

雑草や枝の切り払いをして 近所に配慮を



空き地や林などの手入れをせずにそのままにしておく、雑草や枝木が伸び、通行の妨げになる恐れがある他ほか、害虫の発生や火災または犯罪の発生などの原因となり、近隣住民に迷惑をかけてしまうことがあります。

空き地や林などの所有者は所有地の状況を確認し、伸びている雑草や枝木がある場合

は刈るなどして良好な状態を保ち、近隣住民への配慮をお願いします。

また、町では自らの土地を適正に管理する方のために、刈り払い機の貸し出しを無料で行っています。詳しくは環境対策課までお問い合わせください。

環境対策課 2251

省エネ効果 光を遮断する効果と、蒸気を発する効果により、室温を下げます。

美観向上 土地に制限がある町中でも、空間を有効に利用することができます。緑の多い町並みは、美観を向上します。

家庭菜園 家庭菜園としても、多くの収穫を楽しめます。きゅうり、インゲン、ゴーヤなどの食べられる植物を植えてみてはいかがでしょうか。ツル性植物には、健康にもよい野菜が多いそうです。

建物の保護 熱や紫外線によって建物の劣化を抑え、耐久性を向上させる効果があります。

だけではなく、家の外で日差しを遮り、涼しくて楽しい地球にも体にも優しい天然エアコンで、暑い夏こそ快適に過ごしましょう。

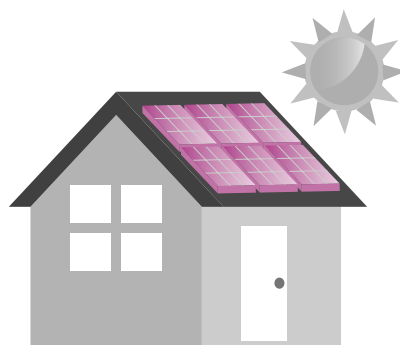
早い時期から準備をすれば

夏には立派な緑のカーテンができあがります。みなさんもぜひ、「緑のカーテン」を広げてみませんか？

環境対策課 2251

住宅用太陽光発電システム 設置費奨励金の受付

町では、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るため、太陽光エネルギーを利用した個人住宅用の発電システム（未使用）設置する方に、奨励金を交付します。



対象 次の要件をすべて満たしていること

- ・町内に住所を有し、自己所有の既存専用住宅に自ら居住し、太陽光発電システムを設置する方（設備の増設は対象外です）
- ・太陽光発電システムを設置する住宅の敷地および住宅に、都市計画法および建築

基準法の違反がないこと

- ・町税等を滞納していないこと
- ・過去に実施した「伊奈町太陽光発電システム補助金」の交付を受けていないこと
- ・2.0kw以上10.0kw未満の住宅用設備であること
- ・平成26年4月1日以降に電力会社と電力供給契約を締結したものであること

補助内容 一台につき3万円分の伊奈町内共通お買い物券で支給

受付期間 平成27年3月31日まで（予算の範囲を超えた場合は締め切る予定です。）

受付場所 役場環境対策課

受付日を明確にするため、申請書類は必ず直接ご持参ください。書類に不備があると受付できない場合があります。その他 申請書類等詳しくはホームページまたは環境対策課へお問い合わせください。

環境対策課 2251